

産業廃棄物処分委託契約書

排出事業者 (甲) 住所 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地 錦町トラッドスクエア14F 名称 クロススポーツマーケティング株式会社 代表者 代表取締役社長 中村 考 昭 (以下、「甲」という)

処分会社 (乙) 住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1 名称 J & T 環境株式会社 代表者 常務執行役員 営業本部長 藤原 昌明 (以下、「乙」という)

支払い代行者 (丙) 住所 宮城県仙台市宮城野区岩切分台一丁目8番地の4 名称 株式会社サイコー 代表者 代表取締役 服部 泰子 (以下、「丙」という)

甲の事業場 宮城県仙台市太白区あすと長町 1-4-10 から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (法令の遵守) 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容) 1 (乙の事業範囲) 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を乙のホームページ等で公開することとし、甲及び乙は変更後の許可証の写しを各々本契約書に添付することとする。

◎処分に関する事業範囲	
許可都道府県・政令市：	仙 台 市
許可の有効期限：	許可証参照
事業範囲：	許可証参照
廃棄物の種類：	許可証参照
許可の条件：	許可証参照
許可番号：	許可証参照

2 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価) 甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価（税抜）は、次のとおりとする。

名 称	蛍光灯	飛散防止型 蛍光灯	水銀灯	器具付 冷陰極管	白熱灯	LED
廃棄物の 種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、 金属くず【水銀使用製品産業廃棄物】				ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず
予定数量 (単位)	50kg/年	Kg/年	Kg/年	Kg/年	50Kg/年	Kg/年
単価 (処分)	250 円/kg	円/kg	円/kg	円/kg	200 円/kg	円/kg

3 (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業所の名称 : J & T環境株式会社 仙台工場
所在地 : 宮城県仙台市宮城野区港1丁目6番1号
処分の方法 : 許可証のとおり
処理能力 : 許可証のとおり

4 (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物には輸入廃棄物を含まない。

5 (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を別表Iのとおりとする。

6 (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

会社名 : 株式会社サイコー
住所 : 宮城県仙台市宮城野区岩切分台一丁目8番地の4

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」に基づき、下記のとおり乙に通知する。

ア 産業廃棄物の発生工程 交換による廃棄

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿 固形/ダンボール等箱入

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 なし

エ 混合等により生ずる支障 なし

オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 なし

カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項 なし

キ 水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合は、その事項 あり

ク その他取扱いの注意事項 破損防止に努めること

2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面(郵送、メール、FAX等)をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が本条第1項の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す。

4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5 甲は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類 : 第2条2項のとおり

提示する時期又は回数 : 甲乙間の協議による

第4条 (甲乙の責任範囲)

1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は故意もしくは過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条 (義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条 (委託業務終了報告)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条 (業務の一時停止)

1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第9条 (報酬・消費税・支払い)

1 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処分業務の報酬を支払う。

2 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第2条第2項で定める単価(税抜)に基づき算出する。

3 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。

4 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

5 甲は、乙に対する処分業務の報酬を支払い代行者である丙を通じて行うこととする。

6 万一、丙が乙に対し、支払いを遅延し支払えない事情が生じた時又はそのおそれがある時は、甲は処分業務の報酬を乙に直接支払わなければならない。

第10条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価(税抜)又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条 (機密保持)

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条 (契約の解除)

1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、契約期間内であっても、解除する2ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することにより相互に本契約を解除することができる。

3 甲又は乙から契約を解除した場合においては、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条 (反社会的勢力の隔絶)

1 甲、乙及び丙は、相手方に対して、お互いにこの契約締結時において自ら及びその代表者、役員または実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、及び次の各号にいずれも該当しないことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを確約する。

① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること